

公益財団法人滋賀県消防協会弔慰救済等事業規程

(趣 旨)

第1条 公益財団法人滋賀県消防協会（以下「協会」という。）定款第4条第8号及び第9号の規定に基づく公益財団法人滋賀県消防協会弔慰救済等事業（以下「弔慰救済等事業」という。）は、この規程の定めるところによる。

(弔慰救済等事業)

第2条 消防団員及び消防職員（以下「会員」という。）で次の各号に該当するものには弔慰金、見舞金及び香儀等の給付を行う。

- (1) 職務に基因して死亡したとき
- (2) 職務のため重傷を受け、その職務に堪えなくなったとき
- (3) 職務上傷痕を受け、入院又は加療の期間が、原則として1ヶ月以上に達したとき
- (4) 職務のため災害現場に出動中、自家災害に罹ったとき
- (5) 在職中死亡したとき

(給付の額)

第3条 前条各号の弔慰金、見舞金及び香儀等は、予算の範囲内において、次の各号のとおり支給する。

- (1) 弔慰金（職務のため死亡した者（重傷を負いそのために死亡した者を含む。））

イ 災害現場又はこれに準ずべき場所において職務執行中の場合 10万円

ロ 災害現場又はこれに準ずべき場所に職務執行のため赴き又は赴かんとした事故による場合 8万円

ハ 消防訓練において自己の重大な過失によらない場合 5万円

- (2) 見舞金

イ 職務のために傷痕を受け心身に障害を有することとなった者で非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令別表第2障害補償表7級以上の障害補償の給付を受けた者。

(イ) 障 害 1 級 8万円

(ロ) 障 害 2・3級 5万円

(ハ) 障 害 4・5級 3万円

(ニ) 障 害 6・7級 2万円

ロ 職務のため心身に傷害を有することとなった者

(イ) 入院・加療 2ヶ月以上 3万円

(ロ) 入院・加療 1ヶ月以上2ヶ月未満 2万円

(ハ) 入院・加療 15日以上1ヶ月未満 1万円

ハ 職務のため災害現場に出動中自家災害に罹ったとき

(イ) 住家の全部を失うか、使用不可能になった場合 5万円

(ロ) 住家の2割以上を失うか、使用不可能となった場合 3万円

- (3) 香儀及び供花（在職中の疾病又はその他の事故により死亡した者）

イ 香儀は次の区分により支給する。

(イ) 勤続20年以上 2万円

(ロ) 勤続10年以上20年未満 1万5千円

(ハ) 勤続10年未満 1万円

ロ 供 花 1万円以内（税別）

- 2 前項第1号及び第2号に該当する場合の給付総額については、一事由当たり10万円を超えてはならない。
- 3 数ヵ市町以上にわたって災害救助法が適用される等の広域災害が発生した場合においては、会長に諮り弔慰金、見舞金及び香儀等の額を減額して給付することができる。
- 4 第1項に規定する職務とは、消防団長又は消防署長等の命令に基づき立入検査、訓練等を含む消防業務に従事した場合をいう。

（権利の消滅）

第4条 給付を受ける権利は、会員の資格を失うと同時に消滅する。ただし、会員死亡に伴う弔慰金及び香儀並びに供花については、この限りでない。

（受給順位等）

第5条 第3条第1項第1号の弔慰金及び同項第3号の香儀及び供花（以下「弔慰金等」という。）を受領する者及びその順位は、次による。

- （1）配偶者（婚姻の届け出をしていないが、会員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - （2）子、父母、孫及び祖父母で、会員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者。
 - （3）前2号に掲げる者のほか、会員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者。
 - （4）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前2号に該当しない者。
- 2 前項に掲げる者の弔慰金等を受ける順位は、同項各号の順序により同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については養父母を先に、実父母を後にする。
 - 3 会員が遺言又はその者の所属する消防団が設けられている市町の市町長に対する予告で、第1項3号及び第4号に掲げる者のうち、特に指定した者があるときは、その指定された者は同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して弔慰金等を受け取るものとする。

第6条 弔慰金等を受けるべき同順位の者が、2人以上ある場合においては、弔慰金等はその人数によって等分して行うものとする。

（権利の制限）

第7条 給付を受ける権利は、他人に譲渡することはできない。

- 2 災害の原因が会員の故意による場合は、給付を受けることはできない。

（給付金等の請求）

第8条 第2条の規定に定める事由が発生したときは、滋賀県消防協会支部長（以下「支部長」という。）等が会長に具申するものとする。

- 2 前項の具申書には、死亡又は心身の障害の程度並びに障害の原因となった事実の発生した場所、日時、本人の活動状況及び本人の履歴を詳記することとし、弔慰金にあつては、受領者の氏名、年齢及び死亡者との続柄を記載するものとする。
- 3 前項のほか弔慰金贈与具申には死亡診断書又は死体検案書及び戸籍謄本を、見舞金

贈与具申には機能障害の程度又は障害の程度を詳細に期した医師の診断書を添付するものとする。

- 4 前各項の具申は、特別の事情がない限り給付の事由が発生した日から1ヶ月以内に行わないときは、給付しないことがある。

(給付金の審査決定)

第9条 会長は、前項の具申書を受理したときは、30日以内に審査決定し、支部長に通知しなければならない。

- 2 会長は、前項の審査決定上必要があると認めたときは、所属長等の出頭を求め事情を聴取し、又は現地について調査することができる。

(再審査請求)

第10条 支部長は、前条の決定について異議がある場合は、決定通知を受けた日から2週間以内に再審査を会長に請求することができる。

- 2 前項の請求は、その理由を記載した文書を提出しなければならない。

(審査委員会)

第11条 前条の請求があつた場合は、協会の副会長で構成する審査委員会において審査決定を行う。

(審査委員会の審査)

第12条 審査委員会は、請求を受理した日から2週間以内に審査決定し、会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の報告を受けたときは、直ちに再審査を請求した者に通知しなければならない。

(審査確認)

第13条 審査の請求人は、前条の通知に対しては再度異議を申し立てることはできない。

(委 任)

第14条 この規程に定めるもののほか、弔意救済等事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、公益財団法人滋賀県消防協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

(様式 1)

弔 慰 金 贈 与 具 申 書

会 員 氏 名		所属 (分団)	
生 年 月 日	年 月 日生	階 級	
住 所			
死 亡 年 月 日	年 月 日	時 分 頃	
本人の消防履歴	勤続 年 月		
死 亡 の 原 因 及 び そ の 状 況 (詳 細)			
遺 族 の 状 況 弔慰金受取人の 氏名 年齢 続柄			
備 考			

上記のとおりですから弔慰金を贈与されるよう関係書類を添えて具申します。

平成 年 月 日

支部長

印

公益財団法人 滋賀県消防会長 様

添付書類 1. 死亡診断書写

(様式 2)

見 舞 金 贈 与 具 申 書

会 員 氏 名		所 属 (分 団)	
生 年 月 日	年 月 日生	階 級	
住 所			
拝 命 年 月 日	年 月 日	勤 続 年 数	年 月
災 害 の 日 時 及 び 場 所 本人の活動状況			
廃 疾 の 程 度 又 は 傷 痍 の 状 況 又 は 自 家 災 害 の 状 況			
備 考			

上記のとおりですから見舞金を贈与されるよう関係書類を添えて具申します。

平成 年 月 日

支部長

印

公益財団法人 滋賀県消防協会長 様

- 添付書類
1. 障 害 見 舞・・・基金等級決定の写
 2. 傷 痍 見 舞・・・基金療養補償支払請求書の写
 3. 自家災害見舞・・・住家災害状況を記した消防署長等の証明

(様式 3)

香 儀 贈 与 具 申 書

会 員 氏 名		所 属 (分 団)	
生 年 月 日	年 月 日生	階 級	
住 所			
拝 命 年 月 日	年 月 日	勤 続 年 数	年 月
死 亡 年 月 日 及 び 病 名			
家 族 の 状 況 香儀の受領者の 氏名 年齢 続柄			
備 考			

上記のとおりですから香儀を贈与されるよう関係書類を添えて具申します。

平成 年 月 日

支部長

印

公益財団法人 滋賀県消防協会 様

添付書類 1. 死亡を確認する書類